

登録船舶管理事業者の評価制度の主な論点について

(1) 評価項目について

船舶管理事業者の活用については、その業務の品質について統一的な評価がなされておらず、管理レベルに対する不安が生じていること等が課題とされていた。これを踏まえ、登録船舶管理事業者制度を創設し、一定水準以上の船舶管理業務の質を有する者を「見える化」とともに、当該業務の安定的かつ継続的な実施を確保するため、登録制度の枠組みの中で、登録船舶管理事業者に対して、「その行う船舶管理に係る業務の質」に係る評価を実施し、その結果を国土交通大臣に報告するとともに、一般の閲覧に供することとした。登録船舶管理事業者がその業務（船舶保守管理、船員配乗・雇用管理、船舶運航実施管理）を適切に実施しているかを確認するための評価項目について、どのように設定すべきか。

(検討事項例)

- 登録船舶管理事業者については、安定的かつ継続的に体制を整備・確保し(①)、登録を受けた船舶管理業務を適切に実施しているか(②)を確認する必要がある。

① 必要な組織体制を整備・確保しているかどうか＜主な評価対象者：経営者や船舶管理責任者＞

- ・適正な業務の安定的な実施、改善に向けたPDCAサイクルの構築がなされているか
- ・組織内において、船舶管理業務に関する認識の共有がなされているか

② 船舶管理の実施を適切に行っているかどうか＜主な評価対象者：船舶管理責任者や船長＞

(1) 船舶保守管理

- ・船舶保守管理計画に基づく実施がなされているか
- ・実務を踏まえ、船舶保守管理計画の見直し等改善がなされているか

(2) 船員配乗・雇用管理

- ・安全衛生基準に基づく実施がなされているか
- ・実務を踏まえ、安全衛生基準の見直し等改善がなされているか

(3) 船舶運航実施管理

- ・運航実施基準に基づく実施がなされているか
- ・実務を踏まえ、運航実施基準の見直し等改善がなされているか

○これまでの船舶管理業務の品質を確認する取組の評価制度への活用について

- ・国土交通省では、船舶管理事業者の業務について、「内航海運における船舶管理業務に関するガイドライン」(平成24年9月)を策定し、また当該ガイドラインへの適合性を評価する手法として、「内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト」(平成25年4月)をとりまとめている。
- ・同ガイドラインは、船舶管理事業者の船舶管理に係る望ましい業務実施の基準を示すことで、船舶管理業務に係る安全品質の向上や、安全品質の高い船舶管理業務の安定的な実施に係る組織・体制の構築の促進を目的としており、その意味で本評価制度と目的を一にしているところである。
- ・同ガイドラインにおける望ましい業務実施の基準は、上記の目的に即して業務を行っているかどうか、という視点で示されていることから、同ガイドラインに適合しているかどうかをチェックすることは、適切かつ高品質な船舶管理業務を実施出来ているかどうかを確認することに繋がる。
- ・ゆえに、上記チェックリストは、登録船舶管理事業者の業務の質を「見える化」し、また業務を適切に実施できているかを確認する本評価制度の評価事項を検討するにあたり、活用できると考えられる。

- 登録船舶管理事業者規程第8条の遵守事項等、業務の質に係る評価について、統一的な評価を行うため、自己及び第三者の評価項目を同一とし、適否による評価を行うこととすべきではないか。その上で、第三者評価機関については、複数の登録事業者の業務を客観的に評価する立場であることから、適否の結果に加え、登録事業者の業務に関する総評をあわせて行うべきではないか。

- 任意ISMやISO9001等、船舶管理に関する評価や安全管理に係る品質の審査を行っている制度について、参考となる評価項目、評価手法があるか。また、既にそれらの評価を受けている者の取扱いなど、どのように整理するか。

(2) 第三者評価機関について

第三者評価機関は、登録船舶管理事業者の業務の評価において、中立・公平に判断することが求められる。評価機関としてどのような機関が適当であり、どのような要件を具備すべきと考えられるか。

(検討事項例)

- 第三者評価機関については、登録船舶管理事業者の業務に対して適切に評価を行う必要があるため、海運事業者の業務に関する知見があること、会社の業務・組織に対する評価・審査実績があることなど、一定の基準や実績を満たしていることが必要ではないか。また、国土交通大臣が登録を行う登録船舶管理事業者制度の枠組みとして行う評価について、その品質の確保という観点から、基準等については、国が示すべきではないか。
- 統一的な評価を行うためには、評価項目の確認方法を定めることにより、複数の第三者評価機関が評価を実施することが可能となるような枠組みとすべきではないか。
- 第三者評価機関のあり方に対する国によるチェック(評価機関としての有効期間や、評価に係る標準費用の設定)のスキームは必要か。第三者評価機関について、特定は必要か。
- 第三者評価機関による評価の実施方法として、書類審査、実地審査、検船等が想定されるが、どのように考えるか。また、客観性を確保するため、登録事業者1者に対して複数の職員による評価実施が適切ではないか。

(3) 評価結果の扱いについて

自己及び第三者が実施し、国土交通大臣に報告される評価結果については、登録船舶管理事業者の業務品質の「見える化」という制度の趣旨を踏まえると、可能な限り幅広く分かりやすい形で閲覧に供されることが望ましい。評価結果について、どのような形で報告を受け、またどのような形で公表等行うべきか。

(検討事項例)

- 国土交通大臣への自己評価・第三者評価の結果報告については、評価項目を網羅的に報告対象とすべきと考えるが、国土交通大臣が報告を受けた評価結果については、登録船舶管理事業者を活用する内航海運業者への分かりやすさの観点から、船舶保守管理、船員配乗・雇用管理、船舶運航実施管理等の業務毎に公表を行うこととしてはどうか。
- 登録船舶管理事業者の業務の形態(第一種・第二種等)によって、必要となる評価項目が異なるが、わかりやすい公表結果としてどのような工夫が考えられるか。
- 登録船舶管理事業者が、最新の業務状況に関して評価を受けることを希望する場合については、登録・更新期間満了前に関わらず、任意で評価を受けられることとし、その結果を国土交通省へ報告することを認めてはどうか。ただし、登録事業者として義務づけられる更新時の評価については、任意で行う評価の報告の有無にかかわらず、登録(又は前回の更新)時から更新時までの期間を対象として実施すべきではないか。
- 登録船舶管理事業者規程においては、登録船舶管理事業者から国土交通大臣へ評価結果を報告することとしているが、第三者機関からの評価結果の提出も受けるとし、結果を照合すべきではないか。